

街路樹等維持標準仕様書

(緑地管理編)

平成 25 年 4 月

東京都建設局公園緑地部

目 次

| | |
|--------------|----|
| 第1章 総則 | 3 |
| 第1節 一般事項 | 3 |
| 第2節 着手 | 5 |
| 第3節 施行管理 | 5 |
| 第4節 完了 | 7 |
| 第2章 樹木管理 | 7 |
| 第1節 一般事項 | 7 |
| 第2節 高木管理 | 8 |
| 第3節 中・低木管理 | 11 |
| 第4節 移植・補植 | 12 |
| 第5節 かん水 | 13 |
| 第3章 芝生地その他管理 | 14 |
| 第1節 一般事項 | 14 |
| 第2節 芝生地管理 | 14 |
| 第3節 地被類管理 | 15 |
| 第4節 花壇管理 | 15 |
| 第4章 草刈その他 | 17 |
| 第1節 除草 | 17 |
| 第2節 草刈 | 17 |
| 第3節 整正 | 17 |

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-1 適用範囲及び一般事項

- (1)この街路樹等維持標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)は、東京都建設局が施行する街路樹、植樹帯、中央分離帯、交通島、環境施設帯、インターチェンジ等の植栽(以下「街路樹等」という。)の維持管理委託(以下「委託」という。)に適用する。
- (2)委託作業は、それぞれの種別に応じ、この標準仕様書に定める仕様に従い施行すること。
- (3)契約図書に添付されている特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。
- (4)特記仕様書と図面との間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は、監督員に確認してから作業に入ること。
- (5)この「標準仕様書」に定める事項以外については、下記の最新基準を準用すること。
 - ・東京都建設局 「土木工事標準仕様書」
 - ・東京都建設局 「土木材料仕様書」
 - ・東京都建設局 「土木工事施工管理基準」
 - ・東京都建設局 「工事記録写真撮影基準」

1-1-2 監督員の権限等

- (1)発注者が定める当該委託の監督員は次のとおりとする。
 - ア 総括監督員
 - イ 主任監督員
 - ウ 担当監督員
- (2)監督員が行う監督業務は、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。
- (3)受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使、又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行うものとする。
- (4)監督員が行う受託者に対する監督業務は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によることができる。この場合には後日、書面により監督員と受託者との両者が作業内容等を確認するものとする。

1-1-3 設計図書の照査等

- (1)受託者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図を貸与する。
- (2)受託者は、施行前及び施行途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、誤びゅう又は不明確な表示等を発見した場合は、監督員に通知し、確認を求めること。
- (3)受託者は、監督員に条件変更等の確認を請求する場合は、あらかじめ関係資料を作成し、監督員に提出する。

1-1-4 日雇労働者の雇用

- (1)受託者は、委託の施行に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱(昭和51年7月30日付け51労職労第221号)に基づき日雇労働者の雇用に努めること。なお、同要綱を適用した委託の完了時には、「公共事業遵守証明書」を提出すること。
- (2)受託者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は(財)城北労働・福祉センターの紹介する

日雇労働者を雇用すること。ただし、手持ち労働者数は差し引いた人員とする。

1-1-5 費用負担

材料及び作業の検査、施行に伴う調査、官公署等への手続きに要する費用は、受託者の負担とする。

1-1-6 法令等の遵守

受託者は、当該委託に関する諸法令を遵守し、委託の円滑な進ちょくを図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。

1-1-7 官公署等への手続き

- (1) 施行に必要な関係官公署及びその他の関係機関への届出等は、受託者において、迅速に処理すること。
届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告すること。
- (2) 施行に関して関係官公署、地域住民等と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかに監督員に報告すること。

1-1-8 軽微な変更

現場の状況などにより、作業位置あるいは部分的に方法を変更するなどの軽微な変更は、監督員と協議の上、施行すること。

1-1-9 関係書類の提出

受託者は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目(東京都建設局)」に準じて別に定める様式により、定められた期日までに関係書類を提出すること。

関係書類公開アドレス 【 <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/ukeoi/index.html> 】

1-1-10 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受託者は、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)及び中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに「労災保険加入確認書」を東京労働局、又は所轄労働基準監督署へ提出し、確認を受けたのち発注者へ提出すること。
- (3) 受託者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償を行うこと。

1-1-11 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとること。又、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告すること。
- (2) 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、委託目的物の品質・出来形の確保及び期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-12 疑義の決定等

この標準仕様書に定める事項及び施行の細目について疑義を生じたとき、又はこの標準仕様書に定め

のない事項については、発注者又は監督員と受託者が協議の上、定めるものとする。

第2節 着手

1-2-1 作業の着手

受託者は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として契約確定日の翌日以降速やかに作業に着手すること。

1-2-2 着手届の提出

受託者は、作業の着手に先立ち工程表を添付した着手届を提出すること。

1-2-3 施行計画書

(1)受託者は、委託の施行に先立ち、委託目的を達成するために必要な手順や方法等についての施行計画書を監督員に提出すること。また、受託者は、施行計画書を遵守して委託の施行に当たること。この場合、受託者は、施行計画書に次の事項について記載する。

- ア 委託概要
- イ 工程表
- ウ 現場組織表
- エ 安全管理
- オ 主要機械等
- カ 施行方法
- キ 施行管理計画
- ク 品質管理(目標樹形等)
- ケ 緊急時の体制及び対応(祝祭日夜間作業時の連絡系統図)
- コ 交通管理及び保安上の措置
- サ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- シ その他

(2)受託者は、施行計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、当該委託の施行前に変更に関する事項について、変更施行計画書を監督員に提出すること。

1-2-4 施行計画についての事前協議

特に施行期間を定められたもの、施行時期を逸すると効果が期待できない作業については、監督員と事前に協議すること。

第3節 施行管理

1-3-1 代理人及び主任技術者(業務責任者)等

(1)受託者は、次の各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を通知すること。

- ア 代理人
- イ 主任技術者(業務責任者)

(2)代理人は、作業中現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、作業等に関し、受託者の一切の権限を行使することができる。

(3)主任技術者(業務責任者)は、建設業法の主任技術者に準ずるものであり、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するとともに適切な資格・技術力等を有する者であること。又、建設業法に準じ、2,500万円以上の契約では専任とすること。

(4)代理人、主任技術者(業務責任者)は、これを兼ねることができる。

(5)監督員等が常に確認しやすいように腕章等を身に付けること。

1-3-2 施行管理

受託者は、委託の施行に当たっては、施行計画書に示される作業手順により施行し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施行管理を行うこと。

1-3-3 作業の確認

受託者は、施行段階の区切り等、作業の確認を要する時点において、作業完了確認簿により、監督員の確認を受けること。

1-3-4 施行記録写真

(1)受託者は、監督員と協議の上、委託記録写真撮影計画書を提出すること。

(2)作業ごとに施行状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受けること。写真はカラー写真とし、原則として作業前、作業中、作業後の状況を同じ位置、同じ方向から撮影すること。また、必要に応じて拡大写真を撮影すること。

(3)撮影に当たっては、原則として、次の項目を記載した黒板等を被写体とともに写し込むこと。

- ア 委託件名
- イ 撮影日
- ウ 作業名等
- エ 測点(位置)
- オ 設計寸法
- カ 実測寸法
- キ 略図

1-3-5 材料一般

(1)作業に使用する材料は、すべて建設局材料検査実施基準に基づき検査を受け、不合格品がある場合は、ただちに搬出すること。合格品は受託者の責任において整理、保管して使用すること。使用時に損傷又は変質が判明した場合は、新たな材料を用意して再検査を受けること。

(2)使用材料の数量が確認しがたいものは、空袋・空き缶等を整え、監督員の確認を受けること。

1-3-6 発生材料

(1)施行により生じた発生材料は、数量を確認し、所定の様式により、監督員に報告すること。

(2)発生材料については、「東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局）」により適正に処理すること。

1-3-7 施行用機械器具

(1)施行用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用すること。特に機械器具類の目的外使用は絶対に行わないこと。

(2)病原菌に侵された部位に使用した器具は、使用後ただちに付着物を拭き取り、アルコール等を湿した布等で消毒を行い、乾かしてから使用すること。

1-3-8 安全管理

- (1)受託者は、作業における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくこと。
- (2)ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。
- (3)施行に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に損害を与える事故が発生したときには、応急措置及び二次災害防止措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による損害の内容等について、直ちに監督員に報告すること。
- (4)施行にあたり、道路協議書を遵守し、道路並びに道路付属物及び占用物件等(地下埋設物等)を損傷しないように注意すること。万一、損傷した場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡して応急措置をとり、受託者の負担で原形に復旧すること。
- (5)作業機械や道具類、剪定枝葉や刈草、土砂、ごみ類は、交通及び保安上の障害とならないよう、作業の都度整理し、速やかに搬出すること。風や通行車両の風圧で道路や近隣に散乱しないように注意すること。
- (6)架空線(高圧線・通信線等)の影響により、作業の安全性が確保できない場合、電力会社・通信会社等との立会いについて、監督員に申し出て、協議すること。

1-3-9 過積載の防止

受託者は、剪定枝葉等の運搬に当たっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

第4節 完了

1-4-1 後片づけ

受託者は、施行の完了に先立ち、速やかに不要材料及び各種の仮設物を片づけ、かつ、撤去すること。

1-4-2 施行の完了

受託者は、施行完了後、速やかに関係書類を点検整備し、所定の手続きを取ること。

第2章 樹木管理

第1節 一般事項

2-1-1 植物への配慮

- (1)対象植物の特性、活力及び環境条件等を考慮し、細心の注意をもって作業にあたること。
- (2)街路樹等の目的、施行場所における機能等を達成するように作業を行うこと。

2-1-2 施行時期

- (1)各種管理作業の施行時期は、天候や植物の生育状態を考慮し、最大の効果が期待できるよう、施行管理計画を作成し、作業を進めること。
- (2)花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うこと。

2-1-3 土壌

土壌は植物の生育基盤であり、不用意に乱したり、固結させたりしてはならない。また、ガソリン、セメント、薬品等の有害な物質を混入させてはならない。

第2節 高木管理

2-2-1 一般事項

- (1)材質腐朽菌等によるキノコの発生、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した樹木については、異常樹木報告書等により、監督員に速やかに報告すること。
- (2)架空線等には十分注意すること。
- (3)樹木についている不用になったしゅろ縄や、鉄線等は、作業にあたり除去すること。

2-2-2 剪定

- (1)道路の高木類は樹種の特長等に応じた適切な剪定方法を原則として、その立地場所により、良く見極めて作業すること。
- (2)不定芽の原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わないこと。頂部の樹勢が強い樹木の生育特性をふまえ、上方は強く、下方は弱く剪定すること。
- (3)太枝の剪定は、切断箇所の表皮がはがれないよう、あらかじめ切断予定箇所の数10cm上より切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い切除すること。切り口は水がたまらないように滑らかに処理する。また、太枝の切断面には必要に応じて防腐処理をすること。
- (4)主として剪定すべき枝
 - ア 建築限界を侵す枝
 - イ 枯枝
 - ウ 成長の止まった弱小の枝(弱小枝)
 - エ 著しく病害虫に侵されている枝(病害虫枝)
 - オ 通風、採光、架線等(信号機、標識等)の障害となる枝(支障枝)
 - カ 枝折れにより落下の恐れのある枝(危険枝)
 - キ 樹形形成上及び生育上 unnecessary な枝
(冗枝、ヤゴ、胴吹き枝、徒長枝、からみ枝、ふところ枝、立枝等)

(5)剪定の手法

ア 切詰め剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに、定芽の直上の位置で剪定すること。ただし、定芽の方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(外芽や内芽等の剪定)になるよう、注意すること。

イ 切返し剪定

樹冠外に飛び出した枝を切り取り、再度樹形を作り直す(樹冠を小さくする)場合等に行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枝及び枯枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝、又は新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先の太枝を切り取る。

ウ 枝抜き剪定

込み過ぎた部分の中すかし及び樹冠の形姿構成上、 unnecessary な枝(冗枝)等をその付け根から切り取る。

(6)各種剪定

ア 冬期剪定

落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

イ 夏期剪定(軽剪定)

冬期剪定とは本質的に異なる剪定で、外観的な樹冠の整正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減などのため、止むを得ず行うものであり、樹種の特性等に応じた適切な剪定方法により行うこと。

※初夏剪定についても同様とする。

ウ 高木支障枝剪定

歩道や車道の通行等に支障をおよぼす枝を剪定すること。

2-2-3 ヤゴ取り・胴吹き

ア ヤゴは、幹又は根部に沿って付け根から、剪定ばさみや切り戻し用ナイフ等で切除すること。

イ 胴吹き剪定は、歩道や車道の通行等に支障をおよぼす枝を剪定すること。

2-2-4 施肥

(1)肥料や施肥の種類(寒肥、追肥等)等の施肥方法については、監督員と協議して行うこと。

(2)所定の量を植物の根に触れないように施し、覆土すること。覆土する土は、がれき、セメント等生育に有害な物質を含まないものとする。

(3)施肥の方法

ア 輪肥(わごえ)

樹冠の外周線上の地上投影部分に深さ 20cm 内外の溝を輪状に掘り(標準 6 か所)、所定の量を平均に敷込み覆土すること。溝掘りの際、特に支根を傷めないように注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘ること。

イ 車肥(くるまごえ)

樹木主幹から車輪の輻(や)のように放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ深く掘り(原則として 4 か所)、溝底に所定の量を敷込み覆土すること。溝の深さは 20cm 内外、長さは枝張りの 1/3 内外とし、溝の中心部分が枝張り外周線下にくるように掘ること。

ウ 壺肥(つぼごえ)

樹冠の外周線上の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り(標準 6 か所)、底に所定の量を入れて覆土すること。縦穴は深さ 20cm 内外とすること。

(4)移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、樹冠の外周線が不明な樹木については、溝の中心線が樹冠中心より根元直径の 5 倍の位置にくるように掘ること。

(5)植樹ます内の樹木では、ますの四隅のうち対角線となる 2 か所に深さ 20cm 内外の溝を掘り、所定の量を敷込み覆土すること。打ち込み肥料は、同様の位置に、地際まで折損しないように打ち込むこと。なお、前回施肥した箇所は可能な限り避けること。

(6)植樹帯内の樹木は、前項に準じて行うこと。

2-2-5 病虫害防除

(1)街路樹における病虫害防除については、定期的に農薬を散布することを廃し、被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努めること。

(2)剪定防除

幼令期のアメリカシロヒトリ、チャドクガ等が枝葉に集団で生息している場合、この部分の枝葉を、幼虫を落下させないよう注意深く切り取り、速やかに搬出处分する。

(3)薬剤防除

- ア 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の関連法規等及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守すること。ポジティブリスト制度のもとでは、農薬の飛散(ドリフト)防止について、さらに一層の徹底を図ること。
- イ 薬剤散布の希釈液は指定の濃度に正確に希釈混合し、枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。
- ウ 散布に際しては、風下から風に背を向けて風上に歩くように散布する。また、通行人をはじめ対象物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。
- エ 散布方法は、それぞれの病害虫の特性に応じて、最も効果的な方法で行うこと。
- オ 散布は夜間又は早朝に行うこと。やむを得ず昼間に施行するときは、気象条件や薬剤の特性に十分注意して、監督員と打ち合せの上、行うこと。
- カ 事前に病害虫の発生状況を調査し、防除予定を沿道住民に周知すること。
- キ 農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されている場合には、食用農作物への影響防止対策をとること。
- ク 以下の項目について記録し、提出すること。
 - (7)農薬を使用した年月日、場所、対象樹木、気象条件(天候、風向・風速)等
 - (4)使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量、希釈倍数等

2-2-6 不適樹及び枯損木撤去

- (1)緊急の場合を除いて、1週間から10日間程度、お知らせ等の周知を行うこと。周知方法及び内容については監督員と調整を行うこと。
- (2)周辺樹木、施設物、埋設物、民家等を損傷しないよう注意深く行うこと。埋設物がある場合は、必要に応じて占有者(企業者等)に立会いを求めること。又、周囲の植栽等は必要に応じてシートをかぶせる等、保護養生を行うこと。
- (3)抜根して根部を除去した場合は、直ちに植込地用土、又は畑土で埋め戻し、地表面を均して危険のないように処理しておくこと。
- (4)地下部に生育の障害となるような異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。

2-2-7 倒木復旧

根部を乾燥させないようにして、丁寧に掘り取り、傷んだ根の切り戻し、根部に合わせた剪定、幹巻きを施し、植栽すること。

2-2-8 半倒木復旧

根部付近を必要に応じて掘り、傷んだ根の切り戻し、根部に合わせた剪定の後、樹幹を垂直に建て直しながら、根部に土が十分まわるように水極め等の処置を行うこと。

2-2-9 支柱結束直し

樹木を損傷ないように杉皮、しゅろ縄、鉄線等を丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するように杉皮等を巻き、しゅろ縄で結束すること。

2-2-10 支柱撤去

樹木を損傷しないように支柱及び添木を取り外し、根元から完全に引抜くこと。

2-2-11 支柱設置

樹木には、所定の材料及び方法で、次のとおり控木及び添木を取り付けること。

ア 控木の丸太と樹幹(枝)との交差部分は、全て杉皮を巻き、しゅろ縄で緩みのないように割り縄がけに結束し、控木の丸太と丸太との接合する部分は、釘打ちの上、鉄線がけとすること。

控木に唐竹を使用する場合も同様とする。

イ 控木の丸太は、土木材料仕様書によること。

ウ 添木を使用する場合は、所定の材料で樹幹を真直かつ正しくなるよう取り付けること。

エ 八ツ掛、布掛の場合の控木の組み方は、立地条件(風向、土質、樹形その他)を考慮し、適正な角度で見栄えよく堅固に取り付け、その控木の基礎は地中に埋め込んで根止に杭を打ち込み、丸太では釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止した上、釘打ち又はのこぎり目を入れて鉄線で結束すること。

オ 八ツ掛、布掛の場合は、控えとなる丸太(竹)を幹(主枝)又は丸太(竹)と交差する部位の2か所以上で結束すること。なお、控木の先端は見栄えよく切り詰めること。

カ やむを得ずワイヤロープを使用して控えとする場合は、適正な方法で設置すること。

第3節 中・低木管理

2-3-1 剪定

(1)樹木の特性に応じて、高さや枝幅に注意しつつ、切詰め、中すかし、枯枝・枯株の除去等を行うこと。

中低木の樹冠を整えるために、面的に刈払うことを刈込みという。

(2)視距の確保が必要な箇所(交差点及び横断歩道部付近、分離帯開口部等)では、成長量を考慮し、視距の確保ができるような刈高、刈幅とすること。高木の根元から出ているヒコバエについても一連の作業の中で切除すること。

(3)枝の密生した箇所は中すかしを行い、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込むこと。

(4)裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込むこと。

(5)枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。

(6)針葉樹については、萌芽力を損わないよう、十分注意しながら芽つみ等を行うこと。

(7)植込み内で作業する場合は踏込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝返しを行うこと。

(8)各種剪定

ア 中・低木剪定(球形・円筒形)

単独で植栽されている中低木を、球形や円筒形の決められた形に仕立てること。

イ 中木剪定(自然樹形)

単独で植栽されている中木を、自然な樹形に整姿・剪定すること。

ウ 中・低木徒長枝剪定

春から夏にかけて伸びた徒長枝だけを切詰める作業で、樹冠全体の刈込みではない。花芽のついた他の枝に注意しながら作業にあたること。

エ 寄植剪定

生垣状又は、植えつぶしに植栽されている中・低木を面的に刈込むこと。

2-3-2 施肥

(1)1 本立ち及び小規模な寄植えの場合

輪肥、壺肥を主体とし、その方法は 2-2-4 施肥に準ずること。ただし、縦穴の深さは 20cm 内外とすること。

(2)列植の場合

ア 寒肥は、列植の両側に縦穴を 1 か所ずつ計 2 か所を 1 本ごとに掘り、溝底に所定の量を入れて覆土すること。縦穴の深さは 20cm 内外とすること。

イ 追肥は、列植の両側に平行に深さ 20cm 内外の溝を掘り、溝底に所定の量を敷込み覆土すること。

なお、樹勢の強弱により施肥量を増減すること。

(3)群植及び大規模な寄植えの場合

有機質肥料については、3 か所/m²の縦穴を掘り、底に所定の量を入れて覆土すること。

(4)散布施肥の場合は、所定の量を根元に散布し、枝葉にかからぬよう注意すること。

2-3-3 病虫害防除

植栽密度が高い部分は、特に注意して防除作業にあたること。

2-2-5 病虫害防除に準ずること。

2-3-4 不適樹及び枯損木撤去

2-2-6 不適樹及び枯損木撤去に準ずること。

2-3-5 倒木復旧及び半倒木復旧

2-2-7 倒木復旧及び 2-2-8 半倒木復旧に準ずること。

2-3-6 支柱結束直し、支柱撤去及び支柱設置

2-2-9 支柱結束直し、2-2-10 支柱撤去、2-2-11 支柱設置に準ずること。

2-3-7 葉面洗浄

(1)水又は指定された洗浄水(薬品等の使用特性に応じた濃度と方法により、植物への悪影響を最小限に止めたもの)により、噴霧機等を使用して葉面全体を洗い、汚れを落とすこと。なお、使用する噴霧機に除草剤や殺虫剤等が残存していないよう注意すること。

(2)作業中、洗浄水が通行人や通過車両、付近住民にかからぬよう注意すること。

第4節 移植・補植

2-4-1 一般事項

(1)適期を行うことを原則とするが、やむを得ず不適期に行う場合は、良質の植物材料、補助材料(蒸散抑制剤、防寒剤等)の使用、適切な保護養生の実施等、活着に万全を期すこと。

(2)施行は短時間で済むように工程を組むこと。特に大量の樹木が対象となる場合、工程を十分検討すること。

2-4-2 移植

(1)根回し

ア 樹種の特性、活力、形状寸法、移植予定時期、移植先の環境条件等を考慮して作業を行うこと。

幹回り、形状、移植先の根鉢を勘案して径を定め、垂直に周囲を掘り込む。樹木の支持根となるべき太根を除き、根は鉢に沿って鋭利な刃物で切断しなければならない。切断しない太根は、適切な幅で形成層まで環状はく離を行うこと。

イ 埋め戻しは、良質土又は指定された埋戻し用土で数回に分けて行き、根回りに土がよくなじむように行うこと。

ウ 移植木の状況に応じて、枝の切透かし、摘葉等を行うほか、設計図書の定めにより控木等を取り付けること。

(2)掘取り

ア 樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて仮支柱を取り付け、時期、土質、樹種、樹木の生育状態等を考慮して、枝葉を適度に切詰め又は切透かし、摘葉等を行うこと。

イ 根鉢は、「街路樹マニュアル(東京都建設局)」にある樹木の鉢径、掘取容量、植穴容量等算出表を参照とし、底部は丸みをつけて掘り取ること。

ウ 太根は、長めに切り取り、養生し、特に根回しを行った樹木は細根を傷つけないように作業を行うこと。

エ 鉢巻きは、あらかじめ根の切直しを行い、わら縄で根を堅固に巻き付け、土質又は根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻き付けること。

オ 幹部は、十分な保護を行うこと。

(3)運搬

こも等で根部を日射、風等から保護し、幹枝が損傷しないように行うこと。

(4)植栽

ア 樹木の搬入後、速やかに植栽すること。

イ 既存植物を損傷しないよう注意すること。

ウ 周辺に調和するように植え付け、必要に応じて剪定や刈込を行うこと。

2-4-3 補植

2-4-2 移植に準ずること。

第5節 かん水

2-5-1 一般事項

(1)水質は動植物に有害な物質を含まないものとする。

(2)かん水によって表土を乱したり、道路を汚したり、通行人や通行車両、付近住民に迷惑をかけないよう注意すること。

(3)植物に水を供給することを念頭におき、土中に水を十分浸透させること。

(4)天候、土壌状態に注意し、無駄なく時期を失しないように行うこと。

2-5-2 地表かん水

効率的なかん水をするための処置(植ます内の水鉢、独立木では根元の周囲に根元直径の4倍程度とする深さ15cm内外の水鉢等)をした後、指定量の水を数回に分けて、かん水すること。

なお、かん水前には紙くず、空き缶等のごみ類を取り除くこと。

2-5-3 地中かん水

かん水用縦穴等に指定量の水を数回に分けて、かん水すること。

第3章 芝生地その他管理

第1節 一般事項

第2章 樹木管理 第1節一般事項に準ずる。

第2節 芝生地管理

3-2-1 芝生地刈り込み

- (1)芝生地内にある樹木や施設等を損傷しないように注意しながら、刈むら・刈残しのないよう均一に刈り込むこと。
- (2)刈高は2cm程度を標準とする。
- (3)作業に先立ち、芝生地内の紙くず、空き缶等のごみ類や小枝等、芝生地の美観を損うごみ類を取り除くこと。
- (3)ほふく茎が芝生地内の施設に乗り上がらないよう、また低木の根元に侵入しないよう、芝生の縁切りを行うこと。

3-2-2 施肥

所定の量をむらのないよう均一に施すこと。

3-2-3 病虫害防除

2-2-5 病虫害防除(3)薬剤防除に準ずること。

3-2-4 目土かけ

- (1)植物の根、がれき、赤土等がなく、ふるいを通した良質な目土を用いること。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合すること。
- (2)目土用土は指定の厚さでとんぼ等を用いてむらなく均一に十分にすり込むこと。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。

3-2-5 ブラッシング

ほふく茎や根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎(サッチ)を除去し、更新を促すため、レーキやフォーク等で丁寧にすき均すこと。

3-2-6 エアレーション(ホーキング)

- (1)芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により、土壌が膨軟となるよう効果的に行うこと。
- (2)カッティングの深さ、間隔等については、監督員と協議すること。

3-2-7 補植

- (1)補植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換した上、沈下防止のためよく転圧すること。
- (2)張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整転圧し、目土を施して、よくかん水すること。

3-2-8 移植

- (1)作業に先立ち、芝生の枯葉枯茎(サッチ)、雑草、ごみ類をきれいに取り除くこと。
- (2)バーチカッター等、鋭利な刃物状のもので、芝生に合わせた厚みで切り取ること。
- (3)ほぐれたり、乾燥したりしないよう保護養生して、運搬し、植え付けすること。

第3節 地被類管理

3-3-1 一般事項

- (1)芝生類以外の地被類において適用すること。
- (2)地被類の役割と地被植物の特性を十分考慮して施行すること。
- (3)植栽土壌、壁面、マルチング、付近植物等を乱したり、破損させたりしないこと。

3-3-2 マルチング

- (1)指定されたマルチング材は植物を傷つけないよう、指定の厚さで均一にむらなく敷き均すこと。
又、マルチング材で不用意に植物を覆わないこと。
- (2)マルチング材を散乱させないこと。

3-3-3 つる性植物

(1)手入れ

切除・誘引等の作業を行うこと。主な管理対象は、次のとおりとする。

- ア 枯れている枝葉
- イ 病害虫に侵されている枝葉
- ウ 弱小のもの
- エ 障害となる枝葉
- オ 徒長、からみ、込み過ぎの部位
- カ 直立した枝葉
- キ 更新が必要な株

(2)刈込

ロードトレリスに植栽されている場合は、刈り込みの高さ、厚みについて、監督員と協議して行うこと。

3-3-4 地被植物等

(1)手入れ

枯れている枝葉、病害虫に侵されている枝葉、からみ、込み過ぎの部位は切除し、生育不良な株は抜き取ること。

(2)刈込

刈高について、監督員と協議して行うこと。刈り取った枝葉は丁寧に取り除くこと。

第4節 花壇管理

3-4-1 材料一般

花苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、細根が多く発生し、形姿の整ったものを使用する。球根はよく充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものを使用する。

3-4-2 地拵え

- (1)古株、雑草等は根から掘り出し、根に付着した土を払った後、搬出処理すること。
- (2)花壇面は床土をシャベル等により 30cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やごみを取り除き、凸凹のないよう均一にむらなく敷き均すこと。
- (3)肥料を施す場合には所定の量を、花壇面に均一にむらなく敷き均し、くわ、レーキなどにより床土とよく混合すること。

3-4-3 植え付け

- (1)植え付けは指定されたデザインに従い、花壇面にあらかじめヒモ、又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数をむらのないよう見栄えよく適切に植え付けること。
- (2)植え付け後は、よくかん水し、傾いたり根が浮き上がる等、植え付けが確実でないものは植え直すこと。

3-4-4 管理

- (1)除草は天候や、土壌の状態に注意し、無駄なく時期を失しないように行うこと。
- (2)除草は花苗を傷めないよう、除草フォークや鎌等により、雑草だけを根から抜き取ること。花がら、咲きがらも花苗を傷めないように摘むこと。この際、花苗の根が浮き上がっているものは植え直すこと。
- (3)花壇内のごみ等は除去すること。
- (4)植え替えを指定されたものは、花苗を丁寧に抜き取り、新しい苗を周囲に調和するように植え付けて、よくかん水すること。周囲の苗も必要に応じて、植え直すこと。

3-4-5 花壇かん水

花苗を傷めないよう丁寧に行うこと。

2-5-1 一般事項に準ずること。

3-4-6 施肥

- (1)元肥は花壇面に所定の量を均一に撒き、くわ、シャベル等により床土の中によくすき込むこと。
- (2)追肥は肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、監督員と協議の上、最も効果的な方法により行うこと。

3-4-7 病虫害防除

2-2-5 病虫害防除(3)薬剤防除に準ずること。

第4章 草刈その他

第1節 除草

4-1-1 除草(緑地内・植ます(並木ます)内)

- (1) 既存植物を傷めないよう注意しながら、除草フォーク等で雑草を根から抜き取る。芝生地の場合は、芝生を傷めないように特に注意して作業をすること。
- (2) 緑地内、植ます(並木ます)内の小枝、高木の根元から出ているヒコバエ、実生苗、つる性植物等を除去すること。
- (3) 緑地内、植ます(並木ます)内の紙くず、空き缶等のごみ類等を拾い集めたり、掃き集めたりして処理すること。

第2節 草刈

- (1) 樹木、株物、柵等の周辺を損傷しないよう注意し、刈むらのないよう均一に刈り込む。
- (2) 刈高については監督員と協議すること。
- (3) 樹木、株物、柵等の周辺は刈り残しのないように仕上げる。又、それらに絡んでいるつる性の雑草も除去すること。
- (4) 周囲への飛散防止対策をとること。
- (5) 作業後は、作業地及び周辺を清掃すること。

第3節 整正

緑地内、植ます内の落葉や小枝、高木の根元から出ているヒコバエ、実生苗、つる性植物等の雑草、紙くず、空き缶等のごみ類、がれき等の有害な物を除去し、地盤を縁石天端より 3cm 下がりが確保されるような一定の高さに均一にむらなく敷き均すとともに中耕(深さ 15cm 内外)すること。

平成 25 年 4 月

街路樹等維持標準仕様書【緑地管理編】

東京都建設局公園緑地部計画課
道路緑化計画係